

古代から近世における宿泊施設と 宿泊業の発達過程の研究

A Study of the Development of Lodging Facilities and the Lodging Industry from antiquity to the early modern Period

大野 正人 Masahito Ohno

- § 1. 古代国家における宿泊施設と宿泊業の起源
- § 2. 西欧の中世社会における宗教宿と宿泊業の発達
- § 3. 日本の中世社会における宿泊施設と宿泊業の発達
- § 4. 西欧の近世社会における宿泊業の成立
- § 5. 日本の中世社会における宿泊業の成立
- § 6. 考察

概要 summary

本研究は古代から近世における宿泊施設と宿泊業の発展過程を業態と経営形態の視点から考察したものである。近世以前の社会ではサービス業が未発達であったため、宿泊施設は飲食・流通・通信・運輸業、さらには療養所や貧民収容施設までを兼ねた業態であった。また、経営形態は国家の政策に基づいて設置された公営宿泊施設と市場原理に基づく私営の兼業宿屋の並行進化があった。これらは近世には専門の宿泊業に発展し、現代のホテル・旅館の原型となった。

This study considers the way in which lodging facilities and the lodging industry developed from antiquity to the early modern period from the point of view of the development of business models.

Because in society before the early modern period, the service industry had not yet developed or become a separate category of economic activity, lodging facilities, in fact, served many purposes at once, from providing food and drink to distribution, communications, transport, and even medical care and accommodation for the poor.

Moreover, the management structure of these lodging facilities consisted of both public lodging facilities, established on the basis of government policy, and private institutions, which developed out of the catering and food retail industries and were run on market principles. These two forms evolved in parallel, but from the early modern period, these increasingly

developed into private lodging facilities. And they became the prototype of Hotel & Ryokan

キーワード

宿泊業 (lodging-industry)、宿屋・旅籠 (inn)、居酒屋 (tavern)、宿駅制度 (postal station system)、巡礼宿 (Pilgrimage)、ホテル・旅館 (Hotel,Ryokan)

第 1 章. 古代国家における宿泊施設と宿泊業の起源

(1) 旅人と宿主との関係性の変化

未開社会では旅人、すなわち異邦人を無償で自宅に泊めてもてなす行為はどの社会集団でも普遍的に行われており、その宿主は多くの場合、社会集団の有力者であった。その目的は、外部社会の情報収集と旅人の監視、及び財力を誇示することで敵となる可能性のある外部集団を味方につけること、あるいは有利な交易・外交条件を引き出すこと、さらに異邦人は神の代理であるとする考え方によるものであった。この無償の旅人歓待における旅人と宿主の関係性は、社会集団が発達して外部社会との共存が図られるようになり、旅人が増加してくると、1対1の相互信頼関係(客友関係)から一定のルール(契約)に基づいた自宅の提供(民泊)に変化し、さらに専用施設(宿泊施設)の提供、対価を得る行為(宿泊業)に変化した。このような変化をH.C.パイヤー(1997)は「異人歓待の歴史」のなかで表1.のように分類したうえで、無償の歓待が中世後期には有償の歓待すなわち宿屋に変化していった過程を記述している

が、その過程は地理的状況、国家と身分制度、都市化の進展と貨幣経済の浸透等により地域差が大きかったと述べている。

表 1. 旅人歓待行為の分類

無償の歓待	宿主の厚意による歓待・宿泊の提供(民泊)
君主歓待 (領主歓待)	権力者が旅行時に地方の臣民の自宅を徴発して宿泊歓待を強制する行為
有償の歓待	一定のルールに従って歓待(サービス)の対価を得る行為。宿泊業。

出典: H.C.パイヤー(1997)「異人歓待の歴史-中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社,p2,p395,p403(訳者、岩井孝夫による分類をもとに筆者作成)

(2) 宿泊契約行為の始まり

社会集団が国家へと発達すると都市と交易路が生まれた。都市は富が集中する場所であると同時に、情報を運ぶ通信官吏、陳情や訴訟のために上京する地方の有力者、市場(いちば)に商品を運び、販売する市商人、その商品を買いに集まる人、寺院に参拝する巡礼者、職探しや学問のために上京する人などが集まる場所となり、これらの人々の一時的な滞在需要が発生した。また、交易路ではこれらの人々が旅行中に宿泊するための需要が発生した。宿泊行為は目的地に於ける滞在と移動中の宿泊から生まれるため、宿泊業と宿泊施設はこの2つの立地で生まれたと考えられる。そして、宿泊契約行為のルールは安定した滞在需要があり、かつ貨幣経済が発達した都市で最初に確立されたと考えられる。

そのルールとして最初に生まれたのが旅

人の身元確認制度である。古代メソポタミアやギリシャの都市国家では異なる都市国家の有力者同士が契約を結び、現代のパスポートの起源である身元保証のための割符^[1]を発行し、この割符を持った旅人を相互に自宅に泊めて歓待する行為が行われるようになった。この仕組みに国家が関与して生まれたのが古代ギリシャやローマ帝国の公的宿主制度である。これは貴族・富裕商人に国が身元保証した賓客や有力商人の接待と宿泊の提供を義務づける制度であった。古代ギリシャではこの制度はプロクセニエ (proxenie)、それを担う公的宿主はクセノドコス (xenodokos) と呼ばれた。また、ローマ帝国ではホスピス・パブリックス (hospes-publicus) と呼ばれた。当時の宿主は領事や商人の代理人も兼ねていたことから、宿主には義務だけでなく一定の利益もあったと考えられる。

このように旅人と宿主の契約行為への国家の関与は第一に国家が重要と考えた客層への保護の提供から始まった。一方、古代バビロニアのハムラビ法典には居酒屋や宿屋内での犯罪者の宿泊や会合の報告義務が記述^[2]されており、後述する私営の宿屋への国家の関与は望ましくない旅人、すなわち犯罪者や反社会勢力の活動を制限することからも始まった。

(3) 宿泊施設の起源

旅人を宿泊させる施設として都市で生まれたのが迎賓館と寺院の宿泊所 (宗教宿) である。前者は国家が重視する貴人を歓待するため身分や財力により受入客を限定する施設であったのに対して、後者は身分を

問わず慈善思想より旅客を受け入れる施設であった。いずれも宿泊の対価を求めない公的宿泊所であった。

1. 迎賓館

外交・交易活動が活発になってくると、前述の公的宿主制度に代わって国家が直接、賓客に対して歓待と宿泊の提供、及び交易管理を行う領事館を兼ねた迎賓館が生まれた。ローマ帝国では皇帝ネロがプレトリア地方に迎賓館の建設を命じ、これは公費で運営されたとの記録^[3]がある。これらの迎賓館は前述の公的宿主制度の呼称を引き継いで、ギリシャではクセノーン (xenon)、ローマ帝国ではホスピティウム (hospitium) と呼ばれた。また、古代中国では国家が諸侯を接待する場所として館・旅館^[4]があった。この迎賓館は宿泊と歓待のための専用施設であったことから宿泊施設の起源と言えるが、無償の歓待をする公的宿泊所であったことから宿泊業の起源とは言えない。

2. 寺院付属の宿泊所 - 宗教宿の起源 -

迎賓館と同様に公的宿泊所として発達したのが宗教施設である。宗教は寺院を築き、そこで祭事を行って信者への権威を確立していたが、その祭事の開催時には多数の信者の宿泊需要が発生した。このような不定期に発生する多数の旅人の宿泊を受け入れるためには大きな施設が必要であり、それは古代国家では貴人の邸宅 (宮殿) か寺院しかなかったのである。

それ故に古代国家の最初の集会施設であった寺院が宿泊所 (本書では以降、宗教宿と称する) を設けて旅人を収容する役割を担ったと考えられる。古代ギリシャのキリスト教会の付属宿泊所は前述の公的宿主

の名称を引き継いでクセノドキエン (xenodochiem)^[5]と呼ばれた。このような宗教宿はキリスト教に限らず発達しており、いずれも慈善と隣人愛という教義のもとに無償の宿であった。旅人(困窮している人)を宿泊させることは宗教的義務であり、そこから金銭を受受することは卑しい行為と見なされていたのである。キリスト教はこの旅人歓待の思想が明確^[6]であった。

(4) 宿泊業の起源

迎賓館と宗教宿が国家政策や宗教の教義により生まれた無償の歓待であったのに対して、最初から貨幣経済と市場原理に基づいて生まれた有償の歓待が以下に述べる私営の宿屋、すなわち宿泊業である。

1. 都市の居酒屋・食品販売業と兼業の宿屋 - 酒場宿 -

古代ギリシャにはパンドケイオン (pandokeien)、ローマ帝国ではタベルナ (tabernae)、ポピーナ (popina)、カウポナ (caupona) と呼ばれた居酒屋と宿屋を兼ねた施設の記録^[7]が数多く散見される。このうちタベルナは英語圏でのタバーン (tavern) という酒場と宿屋を兼ねた店舗の呼称に引き継がれている。また、古代中国では店・旅店・客店・飯店・邸店と呼ばれた食事と宿泊を提供する私営の施設の記録^[8]がある。また、下田淳 (1999) は各国の古代文明における居酒屋の多くが宿泊業や酒造業や食品小売業を兼ねていたことを示唆^[9]している。

酒と食事に亭主(女将)や女性の接待が揃えば寝る場所があることが便利であり、居酒屋が付随サービスとして寝床を提供す

るようになることは至極当然のことであった。ここに宿泊業の基本パターンである「酒(食事)と歓待(もてなし)と寝る場所」という組み合わせが生まれ、宿泊業のルーツの一つとなったと考えられる。このような居酒屋兼業の宿屋を本書では以降「酒場宿」と称することとする。

これらの宿屋は2階にベッドと便器、燭台を備えた鍵のかかる客室、1階にカウンターを持つ食堂、地階に食品庫・酒蔵を備えていた。ただし、鍵のかかる個室は実際には相部屋運用であったと考えられる。

2. 都市の間屋業と兼業の宿屋 - 交易宿 -

古代から中近東では隊商宿(フンドック、英語ではキャラバンサライ)と呼ばれた商業施設が発達し、これは2階に宿泊室、1階に商品保管庫兼販売所^[10]があった。また古代中国では交易商人が利用する私営の宿屋は逆旅(後に旅店、候館、商管)と呼ばれ、交易を制限する地方政府から様々な制限を受けていた記録^[11]がある。

当時の商人は交易品を都市に運び、市場(いちば)で売り捌くという、運送業と間屋業と小売業を兼ねた役割であったため、商品を売り捌く時に滞在する場所、商品を保管する場所、商取引をする拠点が必要であった。そこで当初は商人を私宅に泊めていた宿主が徐々に恒常的に商人や人夫の宿泊と商品の保管、さらには商人の不在時に販売を代理する役割を持つようになったと考えられる。このような商人が営んだ宿屋を本書では以降「交易宿」と称する。

3. 一時的滞在施設 - 下宿 -

酒場宿や交易宿が飲食業や商業との兼業として発達したのに対して、民泊から発達

したもうひとつの業が下宿業である。下宿業に関する記録は定かではないが、都市に上京して一時滞在（宿泊）する需要は前述の商人だけでなく、学問や職探し、出稼ぎ、陳情や訴訟等のための滞在が少なからず存在したはずであり、これらの人々のために賄い付下宿が発達していたと考えられる。従って、下宿業は宿泊業の起源であると同時に住宅賃貸業の起源でもあり、酒場宿や交易宿が飲食業や問屋業の副業であったのに対して、下宿は長期滞在であるとともに宿泊代（寝床代）が主たる収入となる業として、他の宿泊業とは異なった発展をしていく。

4. 私営の宿屋の立地と経営、及び国家の関与

酒場宿と交易宿は主に消費地である都市や物流の中継点である港町と街道筋の町に発達した。都市では主に寺院の門前に立地して、市が立つ祭事日には出店する商人と近隣農村からの買物客や買物と観光を兼ねた寺院参拝客を対象として飲食や宿泊を提供していた。これらの酒場宿、交易宿は完全に別個のものではなく、互いに重複していたと考えられ、特に食品の取引を行う商人は食品倉庫に付随して酒場宿を経営するなど、食品製造・小売業との兼業^[12]が多かった。酒場宿と交易宿が対象としたのは主に商人や下級官吏等の一般市民であり、貴族や高位の官吏、聖職者は前項の迎賓館や宗教宿、または有力者の邸宅を利用していた。その理由は、特に酒場宿は往々にして売春や賭博の場となっていたためであり、ローマ帝国では貴族や高位官吏、聖職者はこれらの宿には立入禁止とされていた。また、

私営の宿屋に対する国家の関与はハムラビ法典やローマ法には、前述の犯罪者等の宿泊・集会の報告義務に加えて飲料のごまかし禁止等^[13]が記されており、当時の私営の宿屋の社会的地位の低さを示している。

一方、交易宿は商品の保管・仲介料を徴収すると共に、その一部を商品取引税（関税）として都市や国家に上納していた。また、酒場宿における酒税の徴収は古代から中世まで多くの国で存在していた。このように私営の宿屋は徴収義務、行政機能を代行する役割^[14]も担っていた。

(5) 交易路と保養地への宿泊施設・宿泊業の拡散

都市で生まれた宿泊施設と宿泊業の原型は貨幣経済の地方への伝搬により交易路へと拡散していった。また、富が集中する都市では貴人・有力者の保養、観光活動が活発になり、各地でリゾートの原型が生まれた。

1. 交易路における宿泊施設の発達

－公用旅行者の支援義務としての宿駅制度－
都市に次いで宿泊施設が発達したのは街道や河川・海路を含む交通ルート沿いであり、これは国家により宿駅制度として政策的に整備された。ローマ帝国は地方の情報の迅速な入手、首都からの指令の伝達のための官吏や軍隊の移動（旅行）を容易にするために街道の整備を行ったが、同時に、街道の一定距離ごとに旅行者が安全に宿泊できる宿駅（宿泊場所と馬の交換、及び通信と運送の中継場所）を地方の有力者に設けさせた。そして、貴族等の高位の公用旅行者には歓待を義務づけ、官吏や兵隊等の

低位の旅行者には寝床の提供を義務づけた。これは前述の公的宿主制度・迎賓館と同様の仕組みであり、その呼称を引き継いでホスピティウムと呼ばれた。宿駅のホスピティウムは寝室と食堂、そして厩と換え馬の準備を設けた施設であったが、4世紀のローマの軍用地図には街道の有人宿舎と無人宿舎が区分して記載^[15]されており、交通量の少ない街道ではシェルター機能のみであった。一方、ローマ帝国の街道には、公用旅行者向けの公営宿泊所に加えて、交易する商人や輸送に携わる人夫・船員向けに私営の宿屋として娼館を兼ねた酒場宿も併存しており、公営に近いホスピティウムと私営の酒場宿が併存していたと考えられる。一例として、フランスのサヴェルヌは宿駅を起源とする町であるが、名称はタベルナ（酒場・食堂兼宿屋）が由来^[16]とされている。

2. 保養地の宿泊施設

－別荘（ヴィラ）と温泉地の兵士療養施設－
ローマ帝国の貴族はナポリやポンペイに別荘（ヴィラ）^[17]を設けて保養をしていたが、そこには別荘を持たない市民階級向けの宿屋も存在し、ポンペイの発掘現場からは宿屋の遺跡が多く見つかっている。また、ローマ帝国はヨーロッパ中で温泉開発を行って兵士の戦力回復（治療と療養）のための滞在施設を設けた。皇帝カエサルはアルバンダ（仏）で温泉開発を行い、兵士の療養に加えてハンセン氏病の療養地とした他、有力市民等もこの施設で療養した記録^[18]がある。その他、バーデンバーデン（独）、バース（英）等の温泉リゾートはこのような起源を持つものが多く、これらの別荘や

宿屋、療養施設がリゾートの宿泊施設の起源となっている。

2. 西欧の中世社会における宗教宿と宿泊業の発達

（1）西欧における宗教宿の発達

－宿のネットワーク化と住民の交流の場の形成－

中世（5～15世紀）の欧州では封建制により人々の移動は制限され、ローマ帝国が築いた宿駅制度は崩壊した。替わって発達したのが国家と結びついた宗教権力が各地に建設した教会付属の宗教宿（巡礼宿）である。一方、12世紀頃には貨幣経済が農村まで浸透し、街道筋にも私営の宿屋が発達した。

1. 宗教宿による宿屋ネットワークの形成

789年にカール大帝はローマ帝国の宿駅をキリスト教精神で再建することとし、キリスト教会にその費用を捻出させて宿駅制度を再建^[19]した。その施設の原型となったのは修行者が共同生活をした寄宿舍であり、14～15世紀には食堂と大広間に多数のベッドが並ぶドミトリー形式の寝室であったものが徐々に区切りのついた客室に進化^[20]していった。

これらの宗教宿はローマ帝国のホスピティウムの呼称を引き継いでホスピス（hospes）またはホスピターレ（hospitale）と呼ばれ、巡礼者だけでなく商人や官吏等の一般旅行者も受け入れていた。貴族や高位の官吏は教会の私的な客となって本院（カテドラル）に宿泊し、一般庶民や商人はホスピスに宿泊した。このように旅人の

受け入れに身分の差はなかったが、もてなしの程度には身分による差^[21]があった。

2. 宗教宿の集会所・酒場、避難所・治療所としての役割

宗教宿は旅人への宿泊と食事の提供のみならず、教会の礼拝に伴う地域住民の集会所機能も有しており、冠婚葬祭につきもの酒の提供も行われていた。住民は教会での婚礼や葬儀の後に教会のなかで宴会を行っていたのである。特に宗教権力が強かった中世では王侯貴族に加えて司教も居酒屋禁制（酒の醸造と販売の独占制度）の権利^[22]を有しており、これを受けて修道院が居酒屋経営を行っていた。このように宗教宿は酒場宿としての性格も有しており、この聖と俗の二面性が中世欧州の宗教宿の特徴であった。

また、宗教宿は旅人の宿泊のみならず、病人、無宿者、行き倒れ人、孤児などの収容・治療・療養所として社会的弱者を救済する避難所（アジュール）ともなっていた。特に、病人や怪我人の治療は生と死を司る宗教の重要な役割であったため、入浴施設の起源も宗教における清め・禊ぎの儀式だけでなく、病人や怪我人を清潔にして治療するための施術に求めることができる。このような特性の背景には、当時の宗教が有した困窮者を救済する慈善行為の思想に加えて、旅行量の増大により庶民にとっても無償の旅人歓待が負担となってきたこと、また当時の庶民が利用できる宿であった酒場宿の風紀と治安が低かったことがあると考えられる。このように初期の宗教宿が宿泊と治療・療養に関する慈善行為として発達したことで、ホスピターレが後に“もて

なし”を意味するホスピタリティや病院を意味するホスピタルの語源^[23]となり、さらに近代にはホテルの語源¹⁾ともなった。

初期の宗教宿では巡礼に対する路銀の援助なども行われており、宿泊の対価は信心に基づく寄付であるなど、その事業形態は無償の歓待行為に近いものであった。またその建設と経営は信者の寄付により成立していたが、その背景には中世キリスト教では旅人をもてなす行為は信者の義務と考えられていたことがあり、これが信者である富裕商人や有力市民、聖職者に巡礼宿の支援^[24]へと駆り立てたのである。

（2）私営の宿屋のサービスと料金

中世から近世の旅行記や社会時評のなかに現れる宿屋業や飲食業（酒場）への記述は、旅人の足元を見て不当な料金を要求、勘定のごまかしや水で薄めた酒の提供、果ては盗賊と共謀などが日常茶飯事であったかのような厳しい記述^[25]が多く、特に酒場宿にその傾向が強かった。そして宿屋が一見客にこのような振る舞いをするのに対抗して、旅人側も旅の恥は掻き捨てとの如く、料金踏み倒しや備品の盗み出し等が描かれている。このような売手と買手とのルールなき戦いは宿泊業に限らず当時のサービス業に共通であったのかも知れないが、いずれにせよ現代のホスピタリティとは程遠い状況であった。さらに私営の宿屋で行われていた売春や賭博行為も国家からは問題視されていた。このためキリスト教会は酒場宿を悪徳の巣として敵対視^[26]しており、これが前述の宗教宿発達の要因ともなったと考えられる。

私営の宿屋の低いホスピタリティは市場競争が働かないギルド（職種別組合制度）の影響が大きかったと考えられる。1282年のフローレンス市では宿屋ギルドが形成されて外国人宿泊客をギルド加盟宿に順次割り振りっていたため旅行者側からの苦情が堪えず、ギルドが初期の宿屋法（商人法）を定めた記録^[27]がある。このように中世後期には私営の宿屋側でサービスの品質管理への取り組みの萌芽が見受けられるが、同時に、国家が私営の宿屋に旅人受入義務（伝染病と犯罪者・逃亡者を除く）を課した事例^[28]も見受けられ、旅行者保護への国家の関与が始まっている。

私営の宿屋が提供するサービスの対価に関する当時の記録は少ないが、1331年の英国の宿屋料金として、寝床代0.5ペニー、スープ代0.25ペニー、蠟燭代0.25ペニーという記録^[29]がある。また、表2. は16世紀・チューダー王朝時代の英国のイン（タバーン）の料金表^[30]であるが、基本となる寝床代が4ペンスであるのに対して定食代は6ペンス、また馬の世話と飼料代が6ペンスとなっている。このように、当時の宿泊サービスが粗末で不潔な寝床の提供に過ぎなかったとは言え、寝床代、すなわち安全な空間に対価を設定することが困難であったことがわかる。そのためわかりやすい物品代や食事代名目での請求が併用されていたと考えられ、このことは後述する日本の宿泊料が木賃代（自炊のための薪代）から始まったことから類推できる。

表2. 16世紀の英国のインに掲げられた料金表と注意
— Rules of this TAVERN C.lemuel's Inn (1485-1603年) —

a night for bed 宿泊料（寝床代）	4 ペンス
with portluck（ありあわせ料理）	6 ペンス
horse keeping（馬の世話）	2 ペンス
その他、注意書き ・no mor than five to sleep in one bed 1ベッドに5人以上寝てはいけない。 ・no razor grinders, or tinkers, taken in （行商する）研ぎ師や鍵師は利用できない。 ・No boots to be worn in bed 靴を履いたままベッドに入ってはいけない。 ・no dogs allowed in the kitchen 犬は厨房に入れてはいけない。 ・organ grinders to sleep in the wash hous（旅する）街頭音楽家は洗濯場で寝ること。	

出典: Donald E Lundberg(1994)「The Hotel and Restaurant Business」John Wiley & Sons, Inc. p20

（3）宗教宿の衰退と私営宿屋への変化

10世紀のノルマンとイスラムの侵入により教会権力は衰退し、宗教宿は11～12世紀には受入人数の制限^[31]を経て徐々に有償の施設に変化し、商人や官吏、巡礼を建前とする観光旅行者の宿泊にも供されるようになった。さらに16世紀のルネッサンスと宗教改革により教会での集会から飲酒・宴会が排除されるようになると、徐々に教会から分離して門前宿へと変化し、近世には一般の宿屋に転化していった。このことは現代の英国やドイツの宿屋、またスペインの巡礼路の宿屋にエンジェルインやクロスターホーフ（修道院宿）等のキリスト教や聖人の名前にちなんだ屋号に残っていること^[32]からも推察できる。

4. 日本の中世社会における宿泊施設と宿泊業

（1）宿駅制度による公的宿泊所、及び宗教

日本では7世紀（奈良時代）に中央集権

国家が成立して宿駅制度が整備された。また、国家と結びついた仏教は国分寺などの寺院を各地に建設し、これに付随して宿坊、布施屋・非田処等の宗教宿が発達した。一方、聖地巡礼の目的地には仏教、神道の両者が参拝客を対象とした宿泊所を設けており、同じ宗教宿でも異なる発展形態、呼称となった。

1. 宿駅制度による街道筋での宿の整備

律令国家が成立した奈良時代、646年に宿駅制度の前身である駅伝制度が敷かれ、30里（当時の1里は約500mのため15kmに相当）ごとに公用旅行者のための駅家（うまや）が整備^[33]された。これは律令国家が国司等の地方行政者に一定の労役義務免除を与えた上で駅長に任命し、宿泊と人馬の提供などの公用旅行者への支援義務を課した制度^[34]であり、西欧の制度と同様の仕組みであった。官吏は宿泊の際、高位の官吏には荘園での食事と歓待、下位の官吏には米が支給など、身分に応じてもてなしを受けた。室町初期に入ると幕府は公用旅行者が安心して泊まれる認定宿制度を設けた。これは鎌倉時代の兵隊の休憩所であった甲屋の呼称を引き継いで兜屋^[35]と呼ばれ、認定された旅籠屋は兜印を看板に掲げた。公用旅行者は母銭と呼ばれた宿泊料を支払っていたが、それは慣習に基づく謝礼としてのものであった。このような推移は宿駅制度を維持する国家権力が弱体化して有償化へと移行する過程であったと考えられる。

2. 宗教宿の誕生

－布施屋・悲田処と宿坊・社家と御師(の宿)－
駅家に宿泊することができたのは公用旅

行者である貴人・官吏だけであり、防人や労役への徴用や納税のために旅を強いられた農民は野宿や無人のお堂、市屋（市が立つ日のみ店舗として利用される簡素な小屋）^[36]に泊まるしか無かった。このため旅の途上で行き倒れとなる人も多く^[37]、奈良時代に入ると仏教は彼らを救済するために布施屋・悲田処という貧民収容施設を設けた。布施屋は741年に行基によって開設され、以降、類似の施設が有力な寺により各地に設置された。これは名称の通り信心に基づくお布施を対価とする無償歓待の施設^[38]であった。また、悲田処は朝廷及び寺院が設けた非田院という飢病者救済のための居舎が発展したもので833年に武蔵国に設けられたのが最初とされる。このような仏教思想の普及により、それまで穢れているとして排除されることが多かった旅人を徐々に寺や民家が泊めることが一般化していった。一方、平安時代には高野山や熊野への社寺詣でが盛んになり、寺に付属する修行所が信者の宿泊所として宿坊（宿院）と呼ばれるようになり、高野山では最盛期には200軒^[39]を数えた。また、神社の社家（修行者の宿舎）も参拝者の宿泊場所として開放され、さらに参拝旅行者の世話をする御師（おし）という職種が発達した。御師は各地を回って布教活動をし、豪族等から社への寄進を募るとともに、参拝旅行を組織して、宿泊・食事の手配を行い、この過程を経て御師の私宅が宿屋に変化^[40]していった。

(2) 町の迎賓館と交易宿

我が国では中世に朝鮮・中国との国交が

盛んになり、外国人向けの迎賓館が生まれると共に、国内では経済の発達によるより交易宿が生まれた。

1. 外国人向け迎賓館

奈良・平安時代には外国の使節を歓待して宿泊させるため国営の迎賓館が首都や港町に設けられた。代表例である鴻臚館は7世紀に記録が現れており、平安京・難波・太宰府に設けられた。鴻臚は中国の外交施設「鴻臚寺」に由来するよう外国人専用の宿泊施設であった。11世紀には対外交易が国営から有力社寺や有力貴族に置き換わったことで太宰府の鴻臚館も大宗国商客宿坊と名前が変更された。

2. 門前市の交易宿

室町時代には各地に座と呼ばれた定期市が開かれるようになり、商人宿泊と商品運送・保管を兼務する交易宿も発達し、奈良時代には邸屋（つや・つといや。大きな屋敷の意味）、室町時代には問丸（といまる）、問屋（といや）と呼ばれるようになった。これらの交易宿は、1305年の大津の問丸では宿泊料は米4斗との記録^[41]にあるように、宿泊業よりも流通業・運送業が本業であったと考えられる。

（3）木賃宿・旅籠の誕生による宿泊料の一般化

鎌倉時代、宿屋は木賃宿（寝床だけを提供する宿）、旅籠（屋）（食事を提供する宿）に区別されるようになった。室町時代末期に宿駅ではお湯を提供するが米（干飯）は持参すべしとお布令が出され、そのお湯を沸かすための薪代（及び馬の飼料代）として人3文馬6文の公定価格が定められた

記録^[42]があり、この薪代（木賃）が木賃宿の語源である。なお、旅籠の語源は、旅人が携帯した馬の飼葉を入れる籠が江戸時代に食料を入れる籠に変化し、宿屋でそれを開けて食事したことから食事を出す宿を旅籠と呼ぶようになったとの解釈と、厩を持つ宿屋が室町時代に店先に看板代わりに飼料籠を置いて乗馬旅行者（主に公用旅行者）への目印にしたため比較的高級な宿（すなわち食事を出す宿）が旅籠と呼ばれたという解釈^[43]があるが、筆者は後者の解釈^[2]が合理的であると考えられる。

食事を出す宿と出さない宿という2つの業種名が生じたのは、それまで貴人への食事歓待を受け持っていた宿駅の荘園に対する幕府の支配が弱体化し、食事提供が有償化してきた過程であると推察できる。そして木賃宿という呼称にあるように、最初に宿泊料（寝床代）の対価として旅人に受け入れられたのが薪代や馬の飼料代であったと考えて良い。そしてこの木賃が前述の公定価格として設定されたことで、宿泊料（寝床代）が寄付や謝礼ではなく、宿泊サービスの対価として社会に認知されるようになったと考えられる。

（4）温泉入浴による療養宿泊の始まり —軍隊の温泉療養と社寺の入浴機能—

欧州の保養地と同様に日本の保養地も貴人の保養滞在と軍隊の戦力保持から発達した。平安時代の末期には貴人の温泉保養^[44]が始まった。そして鎌倉時代には貴人や兵士の保養・療養に加えて一般の農民も湯治（温泉地での療養滞在）を活発に行うようになり、簡単な宿泊所に自炊で滞在する木

賃宿形式の宿が発達した。また、戦国時代には武将が各地で傷病兵の療養のために温泉地に滞在施設を設けており、山梨県から長野県にかけて武田信玄の隠し湯と伝えられる温泉地が多数存在³⁾している。

保養・療養への温泉活用と共に温泉旅館の原型となったのが社寺の温泉活用である。平安時代の熊野本宮では神官が清めの湯垢離に温泉を活用しており、社寺は清めの儀式としての沐浴のみならず、病人や行き倒れ人の救済と治療のための施浴⁴⁵⁾を行っていた。このような背景から社寺が温泉開発を行った事例も多く、現代でも温泉寺と宿坊を起源とする旅館⁴⁾が存在する温泉地は少なくない。

5. 西欧の近世における宿泊業の成立

西欧では16世紀に入ると商業経済が発達し、下層貴族や商人などの中間身分・中間所得層が増加した。そして、それまでのビジネス旅行者（公用の官吏や商人）に加えて、観光旅行者、私的旅行者（親戚縁者訪問や職探し等）により主要街道の交通量は著しく増大した。その結果、街道筋では私営の宿屋が発達して中世の巡礼宿の役割を代替していった。

また、18世紀以降の市民社会の形成と都市人口の増加により都市では宿泊と集会・外食の需要が増大し、都市の宿屋は宴集会の場や商談の場としての役割も果たすようになっていった。ここでは英国のイン（INN）を事例として、宿泊業の成立過程を、対象客層と立地という宿泊施設の性格を決

定づける2つの要素から考察する。

（1）街道筋の宿屋

一 駅馬車の定時運行と食事提供の一般化一

英国では各地で領主が経営する有料道路が整備され、馬車による長距離旅行が可能となった。そして1637年に駅馬車が定期便として運行されるようになると、イン（INN、宿屋）が駅馬車の発着点や中継点に発達した。駅馬車はインで馬を交換するため、インは旅行者の昼食休憩の場所でもあった。駅馬車が発着するインはコーチングイン、郵便馬車が発着するインはポストインと呼ばれていたように、インは貸馬業・運送業・通信業を兼ねたものが多かった。駅馬車の定時運行が進むにつれて、商人や運送業者が決まったインを利用する指定宿制度や駅馬車のイン発着時刻表のようなガイドブックも発行されるようになった。

インはおおむね10～15室の規模で、中庭に駅馬車発着所、1階に食堂、2～3階に中庭を囲む形で外廊下を持つ客室が並び、客室は暖炉と鍵のかかる客室を設けた仕様が平均的であったがトイレ等の衛生設備は不十分であり、上級のインを除いては混雑時には相部屋運用、相ベッド運用⁵⁾が基本⁴⁶⁾であった。

街道筋のインの最盛期は17～18世紀であり、18世紀半ばにはインは客層に応じて、ノーコーチズイン：自家用馬車向けの高級宿、ステージコーチズイン：駅馬車の中級宿、スモールイン・エールハウス・タバーン：人夫や徒歩旅人の大衆宿のように階層化⁴⁷⁾が進んだが、19世紀には鉄道の開通により衰退し、町の酒場と下宿屋に変化していった。

(2) 町の宿

ーコミュニティセンター機能の増大、 多様な飲食店との競合ー

近世には都市への人口集中が進み、様々なサービスの発達と分化が進行した。その過程で街に立地する宿屋では宴集会機能が発達すると共に、同様に発達しつつあった飲食業からの参入や顧客階層別の分化も始まった。一方、それまで長期滞在の宿泊業であった下宿は賃貸アパートに置き換えられていった。

1. インの宴集会・交流機能の獲得と業態分化

インのなかで町に立地するものは、駅馬車が発着する交通センターとして情報と商品が集散する場所、すなわち人々が集まる場所となった。大規模なインでは大広間が設けられ、多数の人々を収容できる宴会、集会の場、さらには商品取引や情報交換、郵便局機能、遊興や観劇の場、社交の場、市の立つ場所、巡回裁判の場など⁶⁾に利用され、小規模ながらも地域住民のコミュニティセンター⁴⁸⁾としての役割を果たすようになった。

一方、中世から続く酒場・酒場宿（英国ではタバーン、エールハウス）はインより下級の兼業宿⁴⁹⁾として存続していた。しかし、1550年にインやタバーンの許可制が導入された際に、双方のギルドの陳情により「インは外来食事客を取るな、タバーンは客を泊めるな」という宿泊業と飲食業の分業命令⁵⁰⁾が出ていることから、低価格の酒場宿が徐々に飲食業に特化していく動きがあったと考えられる。

また、この時代に生じた大きな変化は飲

食業の多様化と対象客別の業態分化である。酒場は16世紀には食堂⁷⁾への分化が始まり、近世後期には労働者階級向けのパブリックハウス（通称、パブ）と上流階級向けのクラブに分離⁵¹⁾した。これらのパブやクラブは、同業者同士の情報交換の場、ハブでは都市への人口流入に伴う職業斡旋所としての機能を果たしており、その延長線上に宿泊機能が付加されていた。

なお、これらの酒場宿の系譜に加えて宿泊業の発達に影響を及ぼしたものが17世紀に登場したコーヒーハウスとレストランである。コーヒーハウスは当時の健康飲料であったコーヒーを提供する店舗として流行し、しらふで商談や情報交換ができる場、政治談義の場など、発達しつつあった中産階級のビジネスやジャーナリズムの拠点⁵²⁾として活用されたが、18世紀後半には家庭へのコーヒーの普及により衰退し、一部は宿屋や下宿に転化していった。レストラン（語源は滋養スープの意味）も同様に過度の飲酒に対する健康的な飲物を出す店として始まった業態であったが、次第に料理を出すようになり、18世紀にはメニューをもとにアラカルト料理を出す店⁵³⁾に変化した。レストランはフランス革命前のパリでは50軒以下であったが、1827年には3,000軒以上となった。この背景には革命により貴族に雇用されていた料理人が労働市場に流出したことがあり、多くの料理人が英国や米国の新興富裕層のお抱え料理人やレストラン経営者となったことで、フランス料理が世界にそしてホテルに普及する要因⁵⁴⁾となった。

このような新たな飲食業態の登場によ

り、それまでのテーブルごとの定食提供・見知らぬ人同士の相席・テーブルごとの精算・料理人ギルドによる料理や営業時間制限などが常態であった飲食業の近代化が始まり、外食産業の原点となった。さらに、1889年のパリ万博における入場者3万人に対する食事提供をきっかけとして、それまでのビュッフェ形式に対して一品ずつ食事を提供するロシア式給仕法が普及し、レストランの給仕法自体も確立された。

2. 下宿業の変化－住み込み宿舎・学生寮から簡易宿泊所、賃貸アパートの誕生－

町の宿のうち下宿業についての記録は少ないが、当時の徒弟制度による賄い付きの寄宿舎・寮⁸⁾がインと呼ばれていた記録^[55]があり、下宿業は宿泊業の一類として見なされていた。

しかし、都市に流入する職探しの人々や日雇い労働者が増加してくると、それまでの主人宅への下宿ではなく、大型で質の低い簡易宿泊所が発達してきた。ロンドンではこれらの簡易宿泊所はスラムを形成して社会問題^[56]となってきたため、1851年に宿泊所法が成立して劣悪な簡易宿泊所を許可制にするとともに、労働者向けの公営賃貸集合住宅が建設され、徐々に宿屋と不動産賃貸業の分離が始まった。

(3) ホテルの原型となった邸宅での社交宿泊、及びリゾート滞在

近世に入ると宮廷政治や初期の議会制度が発達したことで、地主貴族は都市に滞在することが多くなり、都市に邸宅を持つようになった。これがフランスでは領地の居城(レジデンツ)に対してホテル(邸宅や

大きな建物、役所の意味)、英国では領地のカントリーハウスに対してハウスと呼ばれるようになった。一方、それまでの王侯貴族が旅行時に都市の有力者宅を徴用して宿泊する君主歓待行為は、商人を中心とする都市自治体の発言力の増大により制約^[57]を受けるようになった。そのため、貴族階級は相互の邸宅を訪問してそこでの社交と情報交換を行うことが多くなった。このような相互訪問・社交宿泊⁹⁾の増加により貴族階級の邸宅には宿泊客をもてなす客室、食堂、談話室などの施設と召使い組織が発達した。そしてこのホテルとハウスが19世紀に新たに登場した高級宿泊施設の業態名に借用されることとなった。

2. 保養休養活動の増加によるリゾートの誕生

西欧では12世紀に中近東から伝搬した温泉浴場が普及したが、男女混浴による風紀の乱れや伝染病の発生源となったことで15～16世紀には公共浴場での入浴習慣^[58]は廃れた。これが復活したのが17世紀であり、1605年に仏・アンリ4世は温泉療養の医学的研究を侍医に指示して各地で温泉開発を行い、1781年にフランス政府は温泉の医学的効用を認めて温泉療養を推進^[59]した。また、18世紀の英国では海水療法・高原療法も注目され、ブライトンでは1787年に王室の離宮^[60]が建てられて海浜リゾート地となった。このような変化は16～19世紀に起きたと考えられ、16世紀のチェコの温泉地カルロビ・ヴァリには王侯貴族の別荘とともに、中世からの温泉療法を受け継いだ救貧院も存在し、保養と療養が混在^[61]していた。このようなリゾート整備

の財源となったのが公営カジノであり、ドイツのバーデンバーデンでは18世紀中盤にカジノ免許^[62]が交付され、以降、何回かのカジノ廃止の動きを受けながらも街並みの整備が進み、現在の良好なりゾート環境を形成していった。

(4) 宿屋の経営と国家の関与の変化

インの宿泊料金は宿泊料（寝床代）と食事料に分かれていたが、宿泊料は食事料と比べて極めて安く、宿泊料金が対価として容認されにくい時代であった。表3. は1762年にある公爵一行12名が英国のレッドライオン亭というインに泊まった時の勘定内訳であり、相手が貴族なので過大な請求をしているのかもしれないが、現代の1泊2食料金に占める宿泊料（1人当たり室料）は僅か7%に過ぎない。そして宿泊料徴収の名目であったと考えられる蠟燭代と石炭代が多額に請求されているが、この照明・暖房代を加えても宿泊料の比率は30%未満となっている。このように宿屋は客室の設備投資やサービスのコストを食事料金や物品価格に転嫁することで経営を成り立たせていたと考えられ、この料金転嫁による食事料や酒代の法外な請求が宿屋への苦情の原因となっていた。このため、近世に入ると国の宿泊業界への関与はそれまでの治安と風紀の維持だけでなく、サービス品質の保持、不当請求行為の排除にまで踏み込んでいった。特に、近世の英国は大陸との貿易により国家が成り立っていたため旅行者保護を重視しており、18世紀には英国国会は法外な宿泊料金請求の禁止、犯罪者の通報義務、盗難に対する宿主の責任な

どの旅人を保護する規定を記した宿屋業法（inn keepers law）を制定しており、これは総合的な宿泊業法の最初の事例^[63]とされている。

一方、古代から私営の宿屋に対する国家の関与の中核をなしていた犯罪者や反社会勢力の取り締まりは風紀維持や犯罪防止のみならず革命勢力の浸透防止も目的としていた。特に16世紀のドイツ農民戦争では酒場宿が革命の拠点^[64]となった例があるように、宿屋は近代市民革命の拠点となることが多く、そのため英国よりも市民社会形成が送れた中欧では宿屋での集会禁止令^[65]が出されるなど、専制国家は宿屋での旅行者と住民の交流を妨げる関与を行っていた。このように近世における宿屋のコミュニティセンター機能はまだ地域差があった。

また、中世では宗教宿が受け持っていた療養・治療、貧困者救済機能は教会権力の低下により、医者や国家の貧困者救済施設^[66]が担うようになり、宿泊業と医療・社会福祉の分離^[10]が進んだ。さらに都市が商業振興のために公設市場（いちば）を整備するようになると、交易宿が有していた問屋・商品保管所や商品取引場所としての機能も16世紀には宿屋から分離していった。

表3. 18世紀、英国におけるインの宿泊料内訳の一例

	金額		構成比
	ポンド	シリング	
宿泊料(寝床代)	1ポンド	7シリング	(7%)
食事料 ※	18ポンド	18シリング	(93%)
1泊2食料金小計	20ポンド	5シリング	(100%)
蠟燭と燃料(石炭)代	3ポンド0シリング		
ワイン他	10ポンド	8シリング	
果物	2ポンド	15シリング	
お茶他	2ポンド	0シリング	
付帯消費小計	15ポンド	3シリング	—

※夜食代。パンとビール含む。

出典：白田昭（2009）「イン—イギリスの宿屋の話—」講談社、p139より筆者作成

6. 日本の近世社会における宿泊業の成立

我が国では17世紀（江戸時代）に入ると治安は安定し、江戸の人口は18世紀には140万人に達し、消費経済とサービス業が大きく発達した。そして街道の整備が進んだことで宿泊業も町・宿場・温泉地で大きく発達したが、江戸時代の宿屋を取り巻く社会環境は以下の点で西欧と異なっていた。

第一に幕府による宿駅制度の継続である。幕府は武士や公家などの支配者階級の公用旅行の利便性を図るために街道に宿場を指定し、宿場町には人馬継ぎ立て義務¹¹⁾、宿屋には公定価格（木賃）による公用旅行者の受入義務¹⁶⁷⁾を課した。幕府はその義務の代償として地税の減免や荷物保管等の問屋業務や運送業等の独占、宿場以外での宿泊業の営業禁止という利権を付与していた。

第二に幕府・藩による旅行制限である。移動を生業とする商人（サービス業）・工人（製造業、職人）への規制は比較的緩やかであったが、藩の財政の基盤であった農民階級への旅行制限は厳しかった。特に藩をまたぐ旅行は幕府にとって最重要の監視対象であり、関所と通行手形により旅行を管理した他、宿場町では治安維持のための滞在制限（原則1泊のみ）が課せられていた。

第三に幕府・藩による交流制限である。市民階級の発言力が徐々に増大した欧州と異なり、江戸時代は士農工商の身分制度が明確に存在し、住民の宴集会の監視が行わ

れていた。また、宿場町を町外れに集約するなど、領民と外部からの旅人との接触を制限していた。

このような様々な制約にもかかわらず、主要街道の宿場町や温泉宿が大きく発展したのは、参勤交代制度により人為的に旅行者の増加がもたらされたこと、そして経済の発達により庶民の観光旅行が増加したことによるものである。特に庶民の旅行は規制の対象外であった社寺参拝や湯治を建前とした周遊観光旅行や温泉保養旅行として17世紀の元禄時代から増加し、社寺参拝・景勝地周遊・湯治や一夜湯治¹²⁾、芝居見物等の都市観光（江戸や大坂、京都）、宴会や買春など、現代の観光と同様の行動が見受けられるようになった。

ここでは、このような旅行の増加を背景とした街道筋（宿場）、町（江戸や城下町）、温泉地・観光地の3つの立地における宿屋の変遷を整理する。

（1）街道筋（宿場町）の宿

前述のように宿場町の宿屋は公用旅行者の宿泊引き受け義務と人馬継ぎ立て義務の負担を負っており、この義務を負った宿屋は旅人宿¹⁶⁸⁾と呼ばれ、後述する温泉地の湯宿や藩内の農民を対象とする百姓宿・郷宿（後述）と区別されて規制されていた。また、江戸時代の宿は食事提供が一般化し、食事を提供する旅籠と食事を出さない木賃宿（木銭宿）に分離して認識されるようになった。これらに加えて大名や公卿、幕府官吏等を泊める本陣及び脇本陣と呼ばれる宿に分かれていた。江戸後期の五街道における本陣と旅籠の軒数は7,000軒弱であり、

旅籠が9割以上(表4.)を占めていた。

また、馬車旅行が発達した西欧では宿屋(イン)が旅人の昼食と休憩場所を兼ねていたが、江戸時代は徒歩旅行が中心であったため、旅籠(宿泊)と茶屋(飲食店)は分離していた。ただし、茶屋でも宿泊を受けていた例もあり、これは後述する旅籠と茶屋の縄張り争いとなった。

表4. 1843年(天保14)の五街道の本陣・旅籠の軒数

	軒数	構成比
本陣	259	3.8%
脇本陣	254	3.7%
旅籠屋	6,308	92.5%
合計	6,821	100.0%

出典:木俣吾郎「日本のホテル産業100年史」p26-27をもとに筆者作成)。原典は幕府道中奉行所取調べ宿明細書とされる。

1. 旅籠(屋)

旅籠の主な利用客は公用客(武士・公家)、商用客(商人・職人)、伊勢詣でなどの周遊観光客(下級武士、中流の商人・工人与農民)であり、経済の発達した江戸後期には商用客と観光客が大きく増加した。旅籠の客室は障子で仕切られた和室であり、寝具は提供されたが敷布や浴衣は無かった。相部屋と部屋食が一般的であったが一部の旅籠では奥座敷・離れ等を設けて個室運用も行われていた。また、江戸後期には浴室が完備されるようになったが、常時入浴できたわけではなかった。一般的な旅籠の規模^[69]は70畳程度、収容は50-70人であった。

2. 本陣・脇本陣

幕府は参勤交代制度に際して宿場町の名主に大名の宿泊引き受け義務を課した。このような大名の指定宿泊所は本陣と呼ばれ、大名の身分にふさわしい武家屋敷仕様(門構え・玄関・床の間)が許可・義務づ

けられた。大名は木賃形式の宿代を支払い、食事は原則として大名側が自前で賄っていた。本陣と大名との関係は家臣関係に近い性格^[70]であり、本陣側からの献上品や大名側からの賜り品等が交換されていた。本陣は参勤交代時以外には高級官吏(武士や公家)の宿泊を受けて経営を安定させていた。本陣の規模は平均200坪程度^[71]であった。なお、脇本陣は東海道などの主要街道では複数の大名が同じ宿場に泊まる場合に本陣の代用を勤めた旅籠のことを指す。

3. 宿場町の運送業、問屋業とその他の宿

宿場町には人馬継ぎ立てを統括する問屋(といや)があり、その問屋場の周囲に本陣や旅籠が集積していた。問屋は公用客の荷物運送義務の代償として商人の荷物扱いを独占し、庭銭といわれる荷物保管料を徴収していた。問屋(といや)は本陣との兼業や庄屋等の農業との兼業が多かったと考えられている。また、宿場には人足宿^[72]といわれる労役に駆り出される周辺農家からの労働者を泊める宿があり、これは現代の飯場・簡易宿所のような機能を果たしていたと考えられる。

(2) 町の宿

都市人口の増大と商業経済の発達により、江戸・大坂・京都と各藩の城下町では宿屋の需要は増大したが、身分制度と旅行の規制により以下のような形態に分かれていた。

1. 迎賓館(外国や藩外からの賓客の接待する宿、及び領主の別邸)

江戸時代は鎖国をしていたため外国人旅行者は少なく、また大名は江戸に藩邸を

持っていたため、江戸では迎賓館^[73]は発達しなかった。しかし各藩は藩外からの貴客をもてなすために城下町に迎賓館を設けており、これらは会津藩：客館、仙台藩：外人屋、吉田藩：御馳走屋敷、広島藩：客屋、熊本藩：御客屋など様々な呼称があった。また、領主が藩内を巡察旅行する際の本陣に類する宿や、保養休養のための別邸もあり、後者のなかで温泉地に設けられた宿は武士階級の療養所を兼ねて、御殿、御殿守、御茶屋、旅館など様々な呼称の宿があったが、江戸後期には藩の財政悪化によりほとんどが廃止された。

2. 交易宿

江戸や京都などの消費地に立地する交易宿は、中世では商品保管料や市の開催料(庭銭)を徴収していたが、近世の都市では公設市場が発達したことで宿屋のなかでの市の開催は規制されるようになった。一方、生産物の集積地では代買宿(商人の代理で買い付けする宿)として市立(市を開く権利)^[74]が認められていたところもあった。

市の開催はなくなったが、商品保管や取引代行を兼ねた代売宿(商人の代理で販売する宿)は業種ごとに定宿と商品保管・取引代行を行う問屋兼宿屋として発達した。このような起源を持つ旅館の代表例として京都の俵屋旅館^[13]が挙げられる。それ以外にも各地に残る油屋、粉屋、紅屋、鍋屋、麻屋などの交易品名が屋号に入った旅館も交易宿に起源を持つものが多い。

3. 地元住民が利用した宿

－会食・宴会の宿と男女密会の宿－

江戸・京都・大阪では人口増加により茶屋・居酒屋等の飲食業が発達した。そして

旅籠も客室(座敷)を活用して様々な宴集会に使われ、料理を売り物とするとともに座敷での芸人の興業なども行われ、これらの機能が後の料亭旅館、割烹旅館に発達した。このような宴集会に対して幕府は治安維持のために奉行所が常に監視を行っていた。また、旅籠組合や茶屋組合による宿泊と食事の棲み分けがあった。さらに社寺が冠婚葬祭時の宴会場所^[75]となっていた。このような理由から飲食業と宿泊業の兼業は男女密会のための出会茶屋や遊郭などの風俗営業施設に留まり、西欧と比べて宿屋のコミュニティセンター機能は発達しなかった。

(3) 幕府の規制による様々な宿屋の呼称

－旅人宿、百姓宿、寄宿・下宿(したやど)－

江戸・大坂・京都などの都市では商人や官吏は旅籠に滞在したが、その他に、領民(農民)が所用で上京する際に宿泊する宿屋も存在した。このような宿は以下のように区分して規制され、それぞれに規制の受け皿となる宿仲間^[76]が存在した。

・旅人宿

主に江戸の外からの商人や中級武士を泊める旅籠。江戸や京都では藩邸を利用できない武士等が泊まったと考えられる。当時の商業地区であった日本橋に集約されており、このような宿屋の立地制限は幕府だけでなく各藩も同様であった。

・寄宿、下宿(したやど)^[77]

江戸や京都で公用や私用で上京する人が長期滞在する宿で、現代の下宿業に近い性格であったと考えられる。また宿場

町で大名の家臣が臨時で借り上げる民泊や休憩場所も下宿と呼ばれた。

・郷宿、公事宿、百姓宿

寄宿と同様に、江戸や京都・城下町に訴訟や公用のために上京した領民の長期滞在が許されていた宿。郷（出身地）の集落が経営することが多かったので郷宿、公用で上京する人を泊めたので公事宿、宿泊者が農民中心であったので百姓宿とも呼ばれた。

これらの宿の呼称は地域（藩）や時代により様々なものが散見されており、必ずしも一律の分類ではないが、概ね以下の区分と推定される。

（公用旅行者を泊めることからの区分）

御用宿、公事宿、旅人宿など、武士農民を問わず、許可された公用旅行者を泊める旅籠で、幕府が規制の受け皿として認めた宿仲間が使われた旅人宿が公式な呼び方と考えられる。

（泊まる人の身分からの区分）

本陣（大名、高級武士）や百姓宿（農民）などの区分。江戸では百姓宿が宿仲間の名称に使われていた。

（滞在日数による区分）

旅籠は通過地である宿場町は原則1泊までとされいたが、目的地である町では滞在となることから、これに類した宿が寄宿、下宿（したやど）と呼ばれたと考えられる。但し、江戸では18世紀に出稼ぎ農民が増加したことで、彼らが長期滞在する宿は百姓宿として宿仲間が組織されて規制されていた。

（経営者の出身地からの区分）

郷宿はその郷（集落や藩）の出身者が郷

から経営を委託されていた宿のことで、このような地元出身者による経営は宿の品質が判断できなかった時代には大きな安心感になったと考えられる。時代は変わるが明治以降の東京に多く出現した県民会館が同様の性格を有していると言えよう。

（4）温泉地・観光地の宿

江戸後期には伊勢詣でに代表される参拝を名目とした観光旅行が増加し、また、一般庶民も医者勧めと庄屋の許可があれば湯治旅行に行けるようになった。そして需要を喚起する温泉効用を説いた温泉番付や伊勢参り旅行記等も流布されるようになり、社寺周辺の宿場町や湯治場の宿屋が観光旅行の受け皿として発達した。しかし、比較的自由に参拝や湯治旅行ができたのは武士階級、及び江戸の商人や職人であり、藩の農民にとっては領主による報奨旅行¹⁴⁾に近い性格であった。

1. 宗教宿の変化

－御師（の宿）の観光団体旅行への対応－
伊勢神宮等の門前に立地する御師（の宿）では参拝案内のみならず豪華な食事ともてなしが顕著となった。特に食事の豪華さでは、宿場町の一般旅籠では一汁二菜～三菜程度であった夕食が一の膳から三の膳まで入浴を挟んで14品が出されたとの記録¹⁷⁸⁾がある。また、帰国後の団体代表者への礼状や日頃の挨拶・贈答などの顧客管理も行われていた。

伊勢の御師（の宿）は18世紀の最盛期には600軒¹⁷⁹⁾を超えており、また、伊勢周辺の温泉地や宿場、さらには周遊旅行先となった京都・大阪にもこれらの参拝客を

受け入れる旅籠が発達した。一方、江戸時代には宿坊も講中といわれる信徒組織を活用して参拝を促進し、精進料理の提供、参拝案内などを行っていた。

2. 湯治場の宿(湯宿)、景勝地の宿の発達

温泉地には武士階級の保養滞在施設¹⁵⁾や農民が農閑期に健康回復を図るための湯治宿が発達した。温泉地の名主は藩から温泉管理と湯銭(入湯税)徴収¹⁶⁾を請け負う湯守という役職を与えられ、同時に旅籠を経営していた。

武士階級を対象とする旅籠は高級な離れ(別邸や楼)を設けて眺望と静閑な環境を提供し、また内湯を設けた施設も多かったが、農民を対象とする旅籠は贅沢仕様が禁止されていたため粗末な仕様であり、木賃形式の座敷貸しが基本であった。湯治の一般的な利用形態¹⁸⁰⁾は3週間が基本であり、湯治客は周辺の商店で日用品や食料品、薪を買い求めて自炊した。また、入浴は集落の中心にある共同浴場を利用した。このような長期滞在療養が中心であった湯治場も、江戸後期には歓楽的要素が増加して遊女も常駐するようになり、宴会を行う一夜湯治(一泊宴会旅行)も増加した。

また、温泉地以外にも風光明媚な景勝地には領主が保養のために滞在する別荘的な施設が設けられた。この背景には景勝地を詠む俳句の流行などがあったと考えられる。

(5) 宿の経営形態

江戸時代の宿は前述の身分制度による規制、宿駅制度による料金規制、ギルドとしての宿仲間制度が経営形態に様々な影響を

与えていた。

1. 宿場の御用宿(旅籠と本陣)の料金規制
幕府は公用旅行者の宿泊料として公定料金(木賃料と馬の飼料代)を制定していたが、この公定料金と人馬継ぎ立て義務は江戸後期には物価上昇と武士階級の窮乏により次第に御用宿である街道筋の旅籠の経営を圧迫していった。また、本陣も江戸後期には大名の財政逼迫により宿泊費の減額等を要求されることが多くなったため、本陣は顧客である藩に普請費や修繕費の補助を陳情している記録¹⁸¹⁾がある。表5.6.は15～16世紀の公定料金(宿泊のみ)と旅籠料金(1泊2食料金)の事例であり、時代と場所がやや異なるため一概には比較できないが、1700年前後の公定料金が同時期の旅籠の木賃価格のなかでも安い部類であることがわかる。また、宿泊料(寝床代)に相当する木賃が1泊2食価格の3割前後に過ぎず、これは西欧の事例と同様であった。

このように公定価格が上がらないために旅籠は自由料金である食事提供を包含した1泊2食料金を目指すようになった。そして19世紀になると程度の良い宿屋は全て旅籠化したため、自由料金であった旅籠料金(1泊2食価格)にも指導価格が決められている。さらに江戸後期には旅籠は売上げを上げるために表向きは飯盛女と称した遊女を置く旅籠が増加¹⁸²⁾した。この遊女問題に対して幕府はたびたび規制¹⁸³⁾を行ったが徹底することはできなかった。

表5. 公用旅行者の公定価格

木賃の公定価格	1611年(慶長16年)人:3文 馬:6文 1658年(承応6年)人:6文 馬:10文 1690年(元禄3年)人:27文 馬:27文 1711年(正徳1年)人:35文 馬:35文
旅籠(1泊2食)の行政指導価格	1842(天山13)年の品川宿:160-200文

出典:深井甚三(2000)「江戸の宿」平凡社,p93,171、宮本常一(2006)「日本の宿」八坂書房,p185、重松敦雄(1977)「旅と宿-日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟,p115をもとに筆者作成

表6. 1710年代の府中宿における木賃料金と賄い付き料金(旅籠)の差異

	木賃	賄い付き	(対比)
上	72-100文	172-300文	0.30~0.42
中	48-70文	148-164文	0.32~0.43
下	32-45文	108-140文	0.30~0.32

出典:新城常三(1971)「庶民の旅の歴史」NHK ブックス,p130

2. 過当競争と宿仲間の組織化

宿場町では宿の軒数は規制されていなかったため、主要街道では過当競争による客引きの横行、飯盛旅籠での遊女の強要が社会問題となってきた。このため宿場町には宿仲間という同業者組合が発達し、様々な負担金の公平な分担、共済活動、組合員の複数店舗展開の制限、客引きの自主規制などを行っていた。宿仲間は同業者の互助組織に近い性格を有していたが、同時に幕府の規制に連帯責任を負う受け皿、そして株仲間¹⁷⁾に類似した公認の独占カルテルとしての性格を有しており、この性格は明治維新後の旅館組合に受け継がれている。また、この宿仲間は前述の宿屋区分ごとに存在したため、公用客の宿泊引き受け義務を負っていた宿場町の宿仲間がその義務と無縁であった湯治場や茶屋の宿泊業進出を規制する陳情をするなど、宿場町と湯治場、旅籠と茶屋の訴訟¹⁸⁾もたびたび発生した。

3. サービス品質水準による業態表示への変化

本陣・旅籠という業態表示は宿泊客の身

分制度により生まれた区分であった。しかし、江戸後期には前述した武士階級の経済力低下、商人階級の経済力向上により本陣への商人等の宿泊が増加した。このような背景から江戸後期の宿屋の区分は、「上旅籠(本陣としての施設水準)」-「平旅籠」-「飯盛旅籠(遊女のいる低価格旅籠)¹⁸⁾」-「木賃宿」というようにサービス品質水準による一種の等級付けに近づいていった。この等級付けが明治時代には1等旅館(高等旅館)、二等旅館のように等級付け区分につながったと考えられる。

(6) 旅籠の営業・販売促進活動

一定宿による顧客管理、集客活動一

江戸時代の宿は本陣や御用宿のように身分制度や料金規制による分化と同時に、旅行目的や対象客層などのマーケティングによる分化(表7.)も進んだ。また、宿仲間による制約があったものの、個々の宿も独自に集客努力を行っており、前述の大阪の大型旅籠である平野屋では、前泊地である宿場に手代を派遣しての客引きや、東海道筋の旅籠と相互協定して、宿札や引札(パンフレット)・道中記(宿リスト)を配布するなどの誘客活動を行うと共に、大阪での芝居見物の取り次ぎ、金比羅山への周遊旅行の手配など、現代のコンシェルジュサービスも行われていた

表7. 旅籠の旅行目的や対象客層別の分化

特定地域を対象 (同郷宿)	特定の藩(地域)の商人等が主顧客となる宿で、宿側は固定客が得られることがメリットであった。そして、相部屋が基本であった旅籠では、旅行者は同じ地域からの旅行者が集まることで安心感や情報交換というメリットが得られた。同郷宿は主に自分の地域を屋号としていたが、特定の地域に属さないところは諸国定宿と名乗っていた。なお前述の農村(郷)から城下町に上京する人を対象に郷の人が経営した宿も同様に宿泊客に安心感を与えるためのものであった。
特定商人を対象 (同業者の宿)	同じ商売の人々を対象とした指定宿があり、宿の庭での私設市場での商取引(市場)なども行われていた。問屋を兼ねたものも多かったと考えられる。
通信・為替代行 (飛脚定宿)	飛脚が泊まる宿で、ここに行けば手紙や荷物を委託できた。
慈善行為・宗教 (道者宿その他)	社寺参拝などの信徒を対象に、個人が信心に基づいて巡礼者を支援する一種の宗教宿で、善行宿(善根宿)、合力宿、勸進宿(社寺への寄進を勧める宿)とも呼ばれた。
修行者を対象 (庵、修行人宿) 運送業者対象 (馬宿)	江戸時代には諸国を修行する様々な人々がいたが、このうち文人(行脚俳人)が集まる宿は宿主も俳人が多く、庵を持ち、地元で句会なども開催された。屋号に庵が付く宿はこれが起源と考えられる。一方、武人(武者修行者)が集まる修行人宿も存在し、これは武道振興のために藩が支援したと言われる。主に物流人足が利用する厩を持つ宿で、荷物扱いも行った。
船の乗客や船員を対象 (船宿)	もともと潮待ち・天候待ちのための宿泊所であったが、屋形舟の貸し出しと併せて、出会い茶屋と同様に男女密会の場としても利用された。

出典：深井甚三（2000）「江戸の宿」平凡社をもとに筆者作成

(7) 品質管理と顧客管理のための講の発達

一 指定宿制度、宿同士の販売提携制度一

旅籠の過当競争により質の悪い宿への苦情、特に遊女の強要や客引き行為が問題となってきたため、利用者と宿屋の双方から講が発達した。講はもともと庶民の積み立て・共済制度として各地に発達したものであるが、宿に関する講としては以下の二つがあった。

一つは、旅行者側が組織した指定宿制度であり、これはホテルのファーム契約や旅行会社の協定宿制度の起源と言える。1804（文化元）年に大阪の商人が発起人となっ

て発足した浪花講^[85]は、講元が品質の高い宿を講宿（指定宿）として選定し、旅行者は講元の発行する定宿帳（指定宿一覧ガイドブック）を購入して旅行する仕組みであり、宿は軒先に講札（看板）を掲げて旅行者に提示した。講宿では遊女を置くことが禁止され、違反した宿は除名措置が取られた。また不満があった場合に講元に書面で訴える仕組みがあった。また、参拝団体旅行のオーガナイザーが組織した指定宿制度も発達した。参拝旅行を目的とした講はもともとの信徒の組織であったが、江戸後期には参拝・兼観光旅行のための積み立てにより参加者が順番に伊勢参りをする団体旅行組織に変化したものである。伊勢参りをするための伊勢講が代表例であるが、熊野講、金比羅講などもあった。

二つは、旅籠屋同士の販売提携組織であり、これは現代のボランティアチェーン^[19]の起源と言える。浪花講に刺激されて宿屋側が組織した講が1822（文政5）年に生まれた三都講^[86]である。三都講は大阪の旅籠・瓢箪屋が江戸と京都の同業者に呼びかけて作った品質向上と販売提携を目的とした宿屋組織であり、違反した宿には除名などの制裁措置があった。

以上のような様々な講に属した旅籠の軒数は、17世紀半ばの東海道では浪花講74軒（東海道の旅籠総数2995軒の2～3%）であり、他に10以上の講の名前の記録^[87]があることから、街道筋の旅籠の2割から3割を占めていた可能性がある。そしてこの講制度により宿側は安定顧客の確保、旅行者側は宿泊品質の向上が可能となったのである。

7. 考察

(1) 産業としての発展過程

—公的施設と私営の兼業宿屋の並行進化—

古代社会における民泊は無償の旅人歓待であり、それは宿主と旅人の相互信頼関係に基づいていた。しかし、旅行者が運ぶ情報や商品が社会集団の利益に密接に関わるようになってくると、この関係は有力者同士や国家間の関係に変化し、そのためのルール（提供するサービスと対価の関係、身元確認・身体財産の保護と旅行者の受入義務等）が生まれた。このルールに基づく宿泊産業のビジネスモデルは、国家や宗教による公的宿泊所と私営の宿屋の2つの起源があり、後者は他のサービス業との兼業であった。この公的宿泊所と兼業宿は中世から近世に入ると徐々に専業の宿泊業に変化した。その過程では専制国家の規制と国家に準じる権力を有していた宗教組織が大きな影響を与えた。

1. 公的宿泊施設と私営の宿屋の並行進化

旅行量が増大したことで無償の歓待行為が宿主にとって負担となり、また国家にとって外交や交易の重要度が増してくると、専制国家は有力者に旅人歓待を義務付け、需要の多い都市では国家が直営する迎賓館、街道では有力者に公的宿主となることを命じる宿駅制度を設けた。この宿駅制度は中世の西欧では宗教宿が担った。これに対して都市で発達したサービス業の延長線上に生まれたのが酒場宿、交易宿、下宿であり、主に商人や渡り職人、農民等の旅行の受け皿となっていたが、同時に無宿者やお尋ね者の拠点、売春や賭博の拠点とも

なっていた。

このように宿泊施設と宿泊業の発展過程は、無償の歓待であった公的宿泊施設と対価を得る業であったが社会的地位の低かった兼業宿という並行進化があった。このような二重構造は各国で宿泊施設を表す表記がギリシャ語（クセノーンとパンドケイオン）、英語（ハウスとイン）、仏語（ホテルとオーベルジュ）、中国語（館・旅館と逆旅・舎など）のように迎賓館系（公的施設）と酒場宿系（私営サービス業）の2つがあることからわかる。

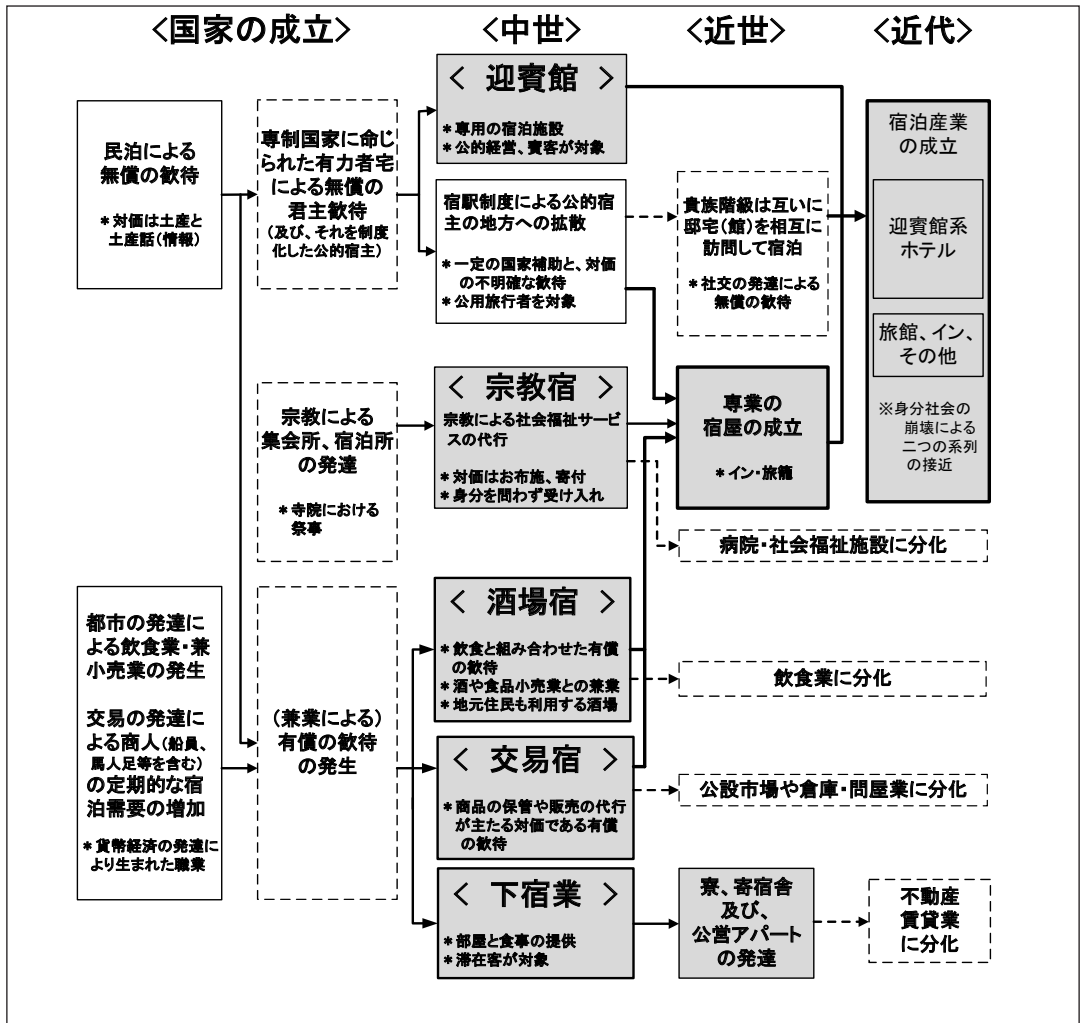
2. 宿駅制度が果たした役割

宿駅制度は中央集権国家の成立過程において公用旅行者を対象として各国で生まれ制度であり、公用旅行者だけでなく商人の利用にも供されたことで、旅行需要の増大に寄与した。しかし、その地方の領民にとっては納税と同様の公的義務としての位置付けであったため、市民社会の成立過程となる近世には私営の宿屋に変化した。

3. 宗教宿が果たした役割

宗教宿が果たした役割の第一は、宿泊業におけるホスピタリティの確立に寄与したことであり、慈善と救済の思想を反映して、それまで客を泊めるだけであった宿泊業が旅行者をもてなすサービス業に進化していく橋渡しの役割を果たした。この進化は西欧では中世の巡礼宿が私営化していく過程で私営の宿屋に定着した。また日本では近世の御師の宿が旅館のもてなしの原型となった。第二は、旅行需要、特に観光旅行の増大に寄与したことである。西欧では崩壊した宿駅制度を代替して、どこの町にもある宿泊施設チェーンとして安心して旅行

図1. 宿泊業と宿泊施設の起源と発達の系図



できる環境を形成した。また、参拝客を誘致する布教活動と宿泊場所の提供により参拝・兼観光という観光旅行の市場を開拓した。そして日本では温泉地に宿屋や療養施設を組織的に発達させ、温泉保養旅行を促進する役割を果たした。第三は、治療・療養等、身分を問わず貧民や病人を救済する福祉サービスを国家に替わって果たした。

4. 宿泊業と宿泊施設の起源・発達の系列

以上から、宿泊業と宿泊施設の起源・発達の流れは図1. に示すように、国家の要

請による迎賓館とそれに準じる宿駅制度・宗教宿という2つの公的宿泊所の系列と、サービス業として自然発生した酒場宿・交易宿・下宿という3つの私営宿屋の系列、合わせて5つの発展過程があった。この5つの系列は互いに別々だった訳ではなく、身分制度の違いや需要の多い都市と少ない街道筋などの立地条件により各々が重なり合いつつ併存していたと考えられる。その一例は中世の宗教宿が有していた酒場宿としての二面性である。

そしてこれらの系列が近世に入ると市民社会の形成と自由経済の発展により、公的経営から私営の宿屋へと変化するとともに、サービス業の専門化・分化によりそれまで兼業であった問屋業、運送業、治療・療養機能が宿泊業から分離した。この分離過程は、近世に問屋業が公設市場や専門の問屋、宗教宿から病院や療養所への分離となり、近世から近代には通信と運輸業も駅馬車や郵便制度に分離した。最後に最も分離が遅れた下宿業も近代に入ると不動産賃貸業へと分離した。その結果、宿泊業の役割は「宿泊と飲食の提供、一部は下宿」に集約され、これが現代の産業区分における宿泊業及び下宿業・飲食業のカテゴリー区分に繋がっている。

(2) 宿泊料（寝床代）が収受できない宿屋の損益構造

中世から近世の宿屋が収受できた宿泊料（寝床代）は食事代と比べると極めて低価格であり、宿泊サービスのための設備投資の対価が徴収できない経営構造であった。その背景には、宗教思想が強かった中世では一夜の寝床を提供することは隣人愛に基づく行為であるという考え方や、利用者も寝床（空間）を借りるだけで料金を支払うことが理解しにくかったためと考えられる。そして当時の気候条件に左右される徒歩や馬での旅行環境では通年で稼働率を維持することも困難であったため、宿屋は需要のある時期に出来るだけ宿泊客を詰め込む施策（相部屋や相ベッド）となり、また清掃や洗濯も不十分な衛生環境であったため、ますます宿泊料が取れない悪循環と

なっていた。そのため中世までの宿屋は酒場宿や交易宿では宿泊は本業に付随する兼業サービスでしかなかった。そしてこれが専門化の過程に入った近世でも、宿屋は薪代や石炭代、蠟燭代、飼葉代、さらには食料や酒代という名目料金により経営を成立させていた。

宿泊業が宿泊サービスの対価を明確に徴収できるようになるのは、19世紀に入って占有空間としての個室と1人1ベッドの保証（定員明記）、及び、暖房代（石炭、薪）や照明代（蠟燭代）、さらには洗濯代等の宿泊サービスのコストを包含する「室料」という概念が成立したホテルの時代からである。一方、江戸時代に木賃の安い公定価格を回避するために「食事込み包含料金」に変化した旅籠ではこれらの費用を、料飲サービス名目の茶代として徴収することが20世紀前半まで続いた。

(3) 家業を継続させたギルドによる競争の阻害

西欧では18世紀、我が国では19世紀まで存在したギルド（職種組合）は、同業者間での競争防止と利権確保の性格を有していたため、宿の大規模化や多店舗経営、チェーン化が制限され、競争による宿泊業の発展を阻害する弊害があった。しかし、一方ではこれらの組織は国家にとっては規制の受け皿、酒税や商品取引税徴収のための共同責任体としても位置付けられていた。

(4) 日欧における宗教宿の差異

中世に発達した宗教宿は近世に入ると王

侯貴族権力の増大と宗教権力の衰退により財源が枯渇し、無償の歓待から有償の歓待に変化していったが、この過程は日欧で異なる歴史をたどった。欧州では中世に巡礼宿が宿駅制度を代替して宿屋ネットワークを形成した後に宗教改革により私営の宿に変化していったのに対して、日本では中世には仏教が国家と結びついて各地に宗教宿を発達させたものの、巡礼目的地の寺院付属のものは宿坊、街道筋に政策的に設置された布施屋と呼ばれたように、その性格は宿駅制度や私営の宿屋を補完する役割に留まり、宿屋ネットワークは国家が直接管理する宿駅制度として継続した。そして、奈良・平安時代に貴族というパトロンを失った神道が大衆参拝客（観光客）の誘客のために御師（の宿）によるもてなしを発達させたこと、一方、社寺は湯治・温泉療養と結びついて参拝地のみならず温泉地でも発達したことで、日本の宗教宿は私営の宿屋に変化しつつも近世まで継続した。このような差異が生じたのは国家と宗教の権力関係の差、さらに日本では神道と仏教という2系統が併存していたことに起因すると考えられる。

(5) 発展過程から見たホテルと旅館の交流機能の差異

西欧では宿屋は旅行者に宿泊と飲食を提供するだけでなく地元住民の集会や社交、交流の場として活用されるようになり、町に立地するインは住民のコミュニティセンターとしての機能を獲得し、次の時代に生まれるシティホテル、コンベンションホテルの原型となった。

これに対して江戸時代の旅籠は都市の割烹宿や会食宿を除いては外来客の宴会集機能ほとんど発達しないままで明治維新を迎えている。この要因は、

1. キリスト教社会では中世から婚礼や葬儀は教会内で行われており、教会が祝事宴会の中心となっていたこと、そしてそれが宗教改革により聖と俗に分離され、近世には婚礼・葬式・ミサを行う教会と披露宴や精進落とし等の宴会が行われる宿屋（門前宿）に分離していったのに対して、日本では婚礼と宴会は近世に於いても自宅で行われており、先祖供養の行事のみが寺で行われ、それが近代まで継続したこと¹⁵⁷⁾
2. 近世に駅馬車による旅行が一般化した西欧では宿屋（イン）が馬の交換の中継所となり、その際に乗客が昼食を取るようになり、早くから外来の食事客を受け入れていたこと
3. 西欧では18世紀の産業革命によりギルド（職業組合）が崩壊したのに対して、我が国では明治維新まで宿駅制度とギルドが継続し、宿屋が外来の食事客を取ることが制限されていたために、宿屋（旅籠）と飲食店（茶屋）の役割分担が明確であったこと
4. 布団という収納便利な寝具を発明した我が国では食事と就寝が同じ部屋で可能となり、宿屋（旅籠）では宴会用の広間を除いては食堂が不要であったこと
5. 身分制度が19世紀まで続いた江戸

時代では庶民の集会の自由が制限されていたこと。近世に入ると我が国のみならず西欧でも市民権力の増大に対する専制国家の危機感が宿泊客の届出義務や宿屋での集会の禁止等の治安対策の強化をもたらすようになっていたが、我が国ではそれが明治維新以降²⁰⁾も存在したこと。

の5つが挙げられる。このなかで、主に市民社会の形成と自由経済の発達に「宿屋が地元住民や企業のための宴集会機能を併用するようになったか否か」の主要な要因であり、その後のホテルと旅館の性格を形作っていったと考えられる。

(6) ホテルの原型となった貴族の邸宅とレストランとコーヒーハウス

無償の旅人歓待が有償の歓待へと変化していったなかで王侯貴族は近世まで無償で相互の邸宅（館）を訪問宿泊する形態が続いた。そして、その邸宅には多数の客用寝室（客室）と会食や宴会の場所（ダイニングルームやホール）が設けられ、これらをサポートする多数のサービス専門職（バトラー、メイド、コックなど）が発達し、近代宿泊産業が有する機能構成と運営組織が確立されていた。これが19世紀に新たに生まれたホテルという業態の原型となった。また、近世に生まれたレストランが確立した料理の価値、コーヒーハウスにおける情報交換機能が近代ホテルのレストランとラウンジの機能の原型となった。

(7) 宿屋の社会的役割と国家の関与

近代以前における宿泊施設の社会的役割

は、

1. 公用旅行者・軍隊への便宜供与……宿駅制度
2. 外国との外交関係樹立や交易促進……迎賓館
3. 社会福祉、医療サービス……宗教宿
4. 物資運送・保管・為替交換や通信サービス…交易宿、宿駅制度
5. 一時居住の場としての役割……下宿
6. 外食・娯楽、観光旅行の受け皿……都市の酒場宿や観光地の宿屋、湯治宿

として整理される。そして近代以前の専制国家の宿屋利用に対する基本姿勢は、公用旅行者の旅行と交易に資する旅行の奨励、大衆の移動と交流は制限、及び風紀の維持であり、そのため、国家は1.～3.は公的な整備を行ったが、4.～6.の私営の宿屋には以下のような関与を行ってきた。

1. 治安と風紀の維持

宿屋を規制する法律として最も古くから存在し、また現代でも重要な役割を担っている分野である。宿屋は住民以外の人、すなわち身元不明で追跡困難な人に活動拠点となる一時的な住居を提供する業であること、そして住民が旅行者を通じて様々な外部の情報や思想を取り入れられる場であること、さらに宿泊行為を通じて売春行為が発生しやすいことによるものである。特に専制国家においては革命勢力の集会の取締りは施政者にとっては最大の関心事であり、彼らを摘発するための宿泊客の身元確認と通報義務は宿屋への関与の中核をなし

ていた。この傾向は市民革命が進行した近世においてその取り締まりが強化されていたことからもうかがえる。また、古代社会から綿々と続いた酒場宿での売春や賭博行為は宿屋の社会的地位を低くするとともに、常に風紀維持を問題視する国家の介入を招いていた。

2. 徴税代行の義務

サービス業は農業や製造業のように生産量（所得）を把握することが困難な産業であり、そのため古代国家の施政者は徴税のための方策として、宿屋や酒場を対象として関税と酒税、さらには温泉入浴税の徴税代行義務を課していた。関税や取引税（市場での取引への課税）は領民ではなく旅行者（外国人）からの徴税であれば領民の忠誠心に影響が少ないことがその理由であり、主に流通経路に立地する交易宿に対して行われていた。また、酒税は過度の飲酒は悪徳であるという理由のもとに酒場宿に対して徴税義務が課せられるのみならず、販売規制よりもさらにより管理しやすい生産と販売の独占、すなわち専売制度として多くの国で実施されていた。なお、入湯税は西欧での実施の有無は不明であるが、我が国では泉源管理・浴場整備の費用として湯治場で徴収されていた。

3. 旅行者の身体財産の保護

近世に入ると、国家の富の蓄積に直結する貿易商人の安全を図ることが重要となってきたが、この時代には宿駅制度や宗教宿が衰退したことで、公用旅行者や交易商人、さらに観光旅行者が私営の宿屋を利用するようになった。そして、宿屋による食事代や酒代に宿泊料を上乗せして徴収する商慣

習が苦情となった。そのため近世には宿屋への国家の関与は悪徳事業者の排除による旅行者の身体財産の保護、さらには適切な対価とサービスの在り方としてのホスピタリティにまで踏み込んでいった。その関与の手段は宿屋と宿泊客の権利、義務を定めた宿屋業法の整備であり、その受け皿として共同責任体である宿屋組合（ギルド）が活用された。

註

- 1) この変化の過程は、古代ラテン語の客を迎える主人を意味する *hospes* が宿主と宿主の家の同義語である *host* へと変化し、古代ローマ帝国では宿屋や大きな邸宅を意味する *ホスピティウム hospitium*（ホステル *hostel*）となった。これが中世ラテン語では旅人・客・宿主を意味する *hospes*、手厚いもてなしを意味する *hospitale* に変化して宗教宿の呼称となり、後に病院（*hospital*）と宿泊施設（*hotel*）に変化している。なお、*hotel* は近世フランス語では貴族の邸宅、公共施設、救護院（病院）、迎賓館などの「大きな建物」を意味する多義語として使われており、これが19世紀に登場した大型で高級の宿泊施設の業態名に借用されたものである。
- 2) 近代に至るまで馬で移動する旅行者や軍隊で最も現地補給が必要とされたのは馬の交換と持ち運びが困難な馬の飼料（飼い葉）と炊飯燃料（薪）であった。そのためこの2点が最も重要なサービスとして宿屋の名称に転化したと考えるのが妥当である。
- 3) 甲府湯村温泉・下部温泉・増富温泉等、山梨県で9カ所、長野県で18カ所がある。
- 4) 1300年の歴史を持つ粟津温泉の旅館「法師」は奈良時代初期に泰澄法師が温泉を発見し、その弟子が開いた宿坊が起源である。また、有馬温泉は1191（建久2）年に仁西上人が

- 12の宿坊と温泉寺を開いたのが起源と言われるが、2018年現在で屋号に「坊」のつく旅館は5軒残っている。
- 5) 旅人同士のベッドの共用のことである。18世紀の旅行記や小説にはこの相ベッドのエピソードが数多く語られている。この同じベッドへの旅人の詰め込みに関しては6～8人が泊まれる巨大な円型ベッドがある宿もあったとの記録もある。
 - 6) インの中庭はインシアター（野外劇場）としてシェイクスピア劇や闘鶏などが開催され、娯楽と賭博の場としても利用されていた。また町のインの集会場は巡回裁判の場、地域の社交ダンス会場、行商人の展示即売会、見世物小屋等、現在のホテルの宴会場の使われ方と同様の使われ方がされていた。また客室も留置所として利用されていた。
 - 7) オーディナリー（定食の意味）と呼ばれた。兼宿屋もあり、19世紀初頭の米国ではインと並んで宿屋の業種名として記録に現れている。
 - 8) 15世紀の英国では法律家に師事する徒弟は寄宿舎に住み込み、そこで法律の勉強と法律家の手伝いをする制度があり、この寄宿舎がInns of Courtと呼ばれていた。これは現在も大学の法科院の呼称として残っている。
 - 9) 但し、杜本時子（1992）「インの文化史」創元社、p7によると高級なインには貴族階級が宿泊した記録もあり、営業宿屋での宿泊も併存していたと考えられる。エリザベス一世は行幸の折にインに泊まることを好んだと言われ、クイーンズアームという屋号を持つインの記録が多く残っている。これは女王が泊まった際に紋章（アーム）を掲げたことをアピールする、言わば皇族御用達宿の表示である。
 - 10) 英国では17世紀に救貧法が制定され、社会的弱者を収容する救貧院が発達した。しかしこの時期の救貧院は教区税で運営されており、宗教と社会福祉の分離はまだ途上であった。
 - 11) 公用旅行者のための一定数の換え馬を常備
- や馬の飼料の提供、及び大名行列等の荷物運搬のための荷馬や人足の提供が義務。この費用は宿場を形成する旅籠屋が分担していた。
- 12) 一夜湯治とは本来の湯治が1週間3廻り、計21日を基本とする長期療養であったのに対して、一泊で温泉を楽しむ旅行形態を指し、現代の一泊温泉旅行の原型である。
 - 13) 月刊ホテル旅館1986/11, 柴田書店, p183。京都の俵屋旅館は江戸時代の島根の太物問屋の出張所が起源であり、後に石州藩の御寄宿（定宿）となる。同様に京都の炭屋旅館は鋳物業を営んでいたものが1925（昭和10）年に旅館として創業したものである。
 - 14) 新城常三（1971）「庶民の旅の歴史」NHKブックス, p107-108, 138。1653年の会津藩内の伊勢神宮参拝客の記録をもとにした人口に対する旅行の参拝旅行の発生比率では、商人は農民の8～9倍であったとされる。また、別府温泉史によると藩内の農民が藩内の湯治場に行くにも、耕作に励んだ者や年貢を完納した者に1村につき1年に2世帯に限り許可する等の制約があったとされる。
 - 15) 幕府や藩が保養先として指定した温泉地は、熱海：幕府、赤倉：島田藩、松島：仙台藩、赤湯：上杉藩等があり、現存する旅館にも領主の別荘が起源であったものが多い。秋保温泉「佐勘」、青根温泉「青根御殿」…伊達政宗の別荘
赤湯温泉「御殿守」……上杉家の別荘。
なお御殿守が温泉管理者の職名でもある。
龍神温泉「上御殿」……紀州藩主、徳川頼宣の別荘
 - 16) 江戸後期の湯宿の料金の例として「木銭（宿泊料）80文－湯銭（入湯税）40文」という記録があり、当時の湯銭が藩の税収に大きな寄与をしていたことが窺われる。（秋保温泉「佐勘」ホームページ、秋保温泉の歴史より）
 - 17) 株仲間は江戸時代に発達した株仲間流通独占のための問屋の組織であり、一種のギルド（業種組合）である。このような独占組

織はたびたび禁止令が出ているが、上納金の納付などもあって江戸後期まで継続している。宿屋に関する株仲間としては江戸後期に大阪の商人が幕府の公共工事を請け負う代わりに宿屋の権利(株)を買い受け、それを宿屋経営希望者に貸し付けた事例がある。

- 18) 重松敦雄(1977)「旅と宿－日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟旅と宿, p32 他による。江戸後期には本来は滞在療養するための湯治宿が一夜湯治と称して旅人を泊めるケースが増加し、1805(文化2)年に小田原宿が箱根湯本の湯宿を訴えたのが一夜湯治論争である。また、街道筋の茶屋でも宿泊をさせていた例や旅籠屋でも食事休憩を受けていた例はあるようで、1804(文化元)年に宿組合が茶屋組合を訴えて、宿と茶屋の分野調整が行われている。茶屋は宿泊引き受け禁止、食事も昼食提供のみ(営業時間制限)、給仕女も2人まで等の裁定の記録がある。
- 19) ボランティアチェーンとは資本関係は無く屋号も別々の宿泊施設が互いに顧客の相互紹介や共同の宣伝広告等を行う非営利のチェーン組織のことである。リファールチェーン、コンソーシアムとも言う。
- 20) 第二次世界大戦以前の宿屋取締規則は警察の管轄であり、毎朝晩、当日の宿泊客名簿を最寄りの警察に届け出るが義務づけられていた。また、1922(T11)年には「宿泊営業施設内ニ於ケル料理屋及飲食業ノ兼業禁止」が警視庁保安部長名で出されており、1930(S5)年にホテル式旅館のみが国際観光振興の見地から許可されていた。

参考文献

- [1] H.C.パイヤー(1997)「異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, p7, pp9-12
- [2] ウラ・ハイゼ(1996)「亭主－酒場と旅館の文化史」白水社, p12

- [3] 重松敦雄(1966)「ホテル物語－日本のホテル史」柴田書店, p2
- [4] 邦向敏(2010)「中國古代旅館小史」学日出版社, pp63-71。旅館は南朝時代(5～6世紀)に迎賓館の呼称として記録が現れている。また、館とも記されており、このような屋敷を意味する言葉と比較的高級な宿泊施設が同義語であるのは仏語の hotel、英語の house、独語の Gasthoff も同様である。
- [5] シュライバー(1962)「道の文化史」岩波書店, p122
- [6] ルカ福音書10章34節では「良きサマリヤ人が傷ついた旅人をパンドケイオン($\pi \alpha \nu \delta \omicron \chi \epsilon \iota \omicron \nu$), すべてが受け入れられる所の意味)に連れて行った」との記述がある。パンドケイオンは住宅の広間(兼、家族が集まって寝る場所)の意味であり、後に宿屋を意味するギリシャ語となっている。
- [7] ウラ・ハイゼ(1996)「亭主－酒場と旅館の文化史」白水社, p19
- [8] 邦向敏(2010)「中國古代旅館小史」学日出版社, pp96-100
- [9] 下田淳(2011)「居酒屋の世界史」講談社, pp16-143
- [10] 山田幸正(1996)「モロッコ・フェズにおける都市型隊商施設(フンドック)の建築類型と商業的機能について」, 日本建築学会計画系論文集, p199-200, 206-207
- [11] 邦向敏(2010)「中國古代旅館小史」学日出版社, p57-62
- [12] ウラ・ハイゼ(1996)「亭主－酒場と旅館の文化史」白水社, p55, H.C.パイヤー(1997)「異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, p87, 375
- [13] ウラ・ハイゼ(1996)「亭主－酒場と旅館の文化史」白水社, vvvvp20, 48, p12, 26
- [14] H.C.パイヤー(1997)「異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, p87, 198, 下田淳(2011)「居酒屋の世界史」講談社, pp49-50
- [15] シュライバー(1962)「道の文化史」岩波書

- 店, pp190-191
- [16] 下田淳 (2011)「居酒屋の世界史」講談社, pp37-38
- [17] 溝尾良隆編・安島博幸共著 (2009)「観光学の基礎」原書房, p93
- [18] フィリップ ランジュニユー = ヴィヤール, 広沢広幸訳 (2006)「フランスの温泉リゾート」白水社, p16
- [19] シュライバー (1962)「道の文化史」岩波書店, p122
- [20] ローレンス・ライト (2002)「ベッドの文化史」八坂書房, p73
- [21] 日本ホテル研究会・日下公人 (1993)「ホテル業の現状と将来」柴田書店, p13
- [22] 下田淳 (2011)「居酒屋の世界史」講談社, pp165-176
- [23] 安田彰 (2011)「サービスとホスピタリティ」亜細亜大学ホスピタリティマネジメント 2011/03, Vol1-2, pp93-97
- [24] 白田昭 (2009)「イン・イギリスの宿屋の話」講談社, pp23-24
- [25] ウラ・ハイゼ (1996)「亭主 - 酒場と旅館の文化史」白水社, p88, 136, pp146-150, 173
- [26] H.C. パイヤー (1997)「異人歓待の歴史 - 中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, pp164-168
- [27] 観光経営センター編・山口祐司ホテル (1964)「旅館経営総論」柴田書店, p131
- [28] ウラ・ハイゼ (1996)「亭主 - 酒場と旅館の文化史」白水社, p96
- [29] ローレンス・ライト (2002)「ベッドの文化史」八坂書房, p80
- [30] Donald E Lundberg (1994)「The Hotel and Restaurant Business」John Wiley & Sons, Inc, p20
- [31] H.C. パイヤー (1997)「異人歓待の歴史 - 中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, p181-182, 187, 191
- [32] 白田昭 (2009)「イン・イギリスの宿屋の話」講談社, p26
- [33] 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房, pp19-20, 溝尾良隆編, 大久保あかね (2009)「観光学の基礎」原書房, pp141-142
- [34] 児玉幸多 (1966)「宿駅」至文堂, p2
- [35] 観光経営センター編・山口祐司 (1964)「ホテル旅館経営総論」柴田書店, pp139-141
- [36] 宮本常一 (2006), 「日本の宿」八坂書房, p31, 66, 72
- [37] 新城常三 (1971)「庶民の旅の歴史」NHK ブックス, pp19-20
- [38] 重松敦雄 (1977)「旅と宿 - 日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟, p12, 105
- [39] 観光経営センター編・山口祐司 (1964)「ホテル旅館経営総論」柴田書店, p131, p144
- [40] 宮本常一 (2006), 「日本の宿」八坂書房, pp106-107
- [41] 宮本常一 (2006), 「日本の宿」八坂書房, p88
- [42] 重松敦雄 (1977)「旅と宿 - 日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟, p115
- [43] 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房, p173, 重松敦雄 (1977)「旅と宿 - 日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟, p24, 108, 109
- [44] 溝尾良隆編, 大久保あかね (2009)「観光学の基礎」原書房, p143
- [45] 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房, p58
- [46] ローレンス・ライト (2002)「ベッドの文化史」八坂書房, p199, 205, 他
- [47] 海野弘 (2009)「酒場の文化史」講談社, p76-77
- [48] 白田昭 (2009)「イン・イギリスの宿屋の話」講談社, p95, pp196-229, 247-249, 杜本時子 (1992)「インの文化史」創元社, p50-51
- [49] 鳥羽欽一郎 (1971)「ヒルトンホテル」東洋経済新報社, pp51-55
- [50] 杜本時子 (1992)「インの文化史」創元社, p9
- [51] 海野弘 (2009)「酒場の文化史」講談社, p64, p85-89
- [52] 小林章夫 (2000)「コーヒーハウス - 18世紀ロンドン、都市の生活史」講談社, p190, 275

- [53] レベッカ・I. スパング, 小林正巳訳 (2001)「レストランの誕生」青土社, pp14-15, pp22-23
- [54] 北山晴一 (2008)「食文化－フランス－」(社)農山漁村文化協会, pp66-81、108-109
- [55] 小池滋 (1991)「もうひとつのイギリス史」中央公論社, p25
- [56] ローレンス・ライト (2002)「ベッドの文化史」八坂書房, p495
- [57] H.C. パイヤー (1997)「異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, pp295-296
- [58] ルーシー・ワースリー (2013)「暮らしのイギリス史」NTT 出版, p110-114
- [50] 成沢広幸(2000)「フランスの温泉療養リゾート沿革」経済学論集・宮崎産業経営大学経済学会, p177-180
- [60] ウラディミール・クリチェク (1994)「世界温泉文化史」国文社, pp207-213 他
- [61] 池内紀 (1989)「西洋温泉事情」鹿島出版会, p150-155
- [62] ドイツ・バーデン・バーデンにおけるカジノ形成と発展, 木村勇, 第 31 回観光研究学会全国大会論文集, p485-488
- [63] 観光経営センター編・山口祐司 (1964)「ホテル旅館経営総論」柴田書店, p133
- [64] 下田淳 (2011)「居酒屋の世界史」講談社, p64
- [65] H.C. パイヤー (1997)「異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋」ハーベスト社, pp353-354。1490年にスイスのランド法令で宿屋での集会禁止令が出されている。
- [66] 小池滋 (1991)「もうひとつのイギリス史」中央公論社, pp131-139
- [67] 児玉幸多 (1966)「宿駅」至文堂, p12-20
- [68] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, p10、その他による。旅人宿は御用宿・公事宿とも呼ばれ、これは御用の旅、公事の旅、すなわち公用旅行者をする旅人を対象とした宿屋の意味であった。
- [69] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, P197-199によると、当時最大の旅籠と言われた大阪平野屋は255畳・1,000人収容と記されている。なお、収容力に関しては千人風呂と同様の誇大表現と考えられ、畳数から見ると300名程度であろう。
- [70] 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房, p162
- [71] 児玉幸多 (1966)「宿駅」至文堂, p121。草津宿の本陣「田中家」では27室198畳であった。
- [72] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, p111-112, 121-122。なお類似する名称として日雇いや無宿人を対象とした「ぐれ宿」と言われる宿があった。
- [73] 重松敦雄 (1966)「ホテル物語－日本のホテル史」柴田書店, p8。オランダ人向けに長崎屋という宿がありこれは薬種問屋が本業であった。また、朝鮮からの使節は東本願寺などの寺院施設が転用されていた。
- [74] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, pp22-25。絹の生産地であった秩父の宿場では、絹商人が宿の庭先や宿内で買い付けのための市が開催されていた記録があり、これらの宿は絹宿、絹市と呼ばれていた。
- [75] 下田淳 (2011)「居酒屋の世界史」講談社, p148, 162
- [76] 重松敦雄 (1977)「旅と宿－日本旅館史」(社)国際観光旅館連盟, p34。宿仲間は職業組合(ギルド)であり、1842(天保13)年前後の江戸の宿仲間は旅人宿仲間(日本橋に100軒程度)と百姓宿仲間(江戸内に散在)に分かれていた。
- [77] 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房, p160, 178、深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, p38
- [78] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社, p136-137
- [79] 新城常三(1971)「庶民の旅の歴史」NHKブックス, p113。1594年:145軒 - 1724年:615軒 - 1870(明治3)年:487軒であった。
- [80] 内田彩 (2011)「温泉情報の流通からみる江戸後期の「湯治」の変容に関する研究」日本観光研究学会, 観光研究 2011.9/Vol23, pp12-18
- [81] 深井甚三 (2000)「江戸の宿」平凡社,

pp69-70

- [82] 神崎宣武 (2004) 「江戸の旅文化」 岩波書店, pp22-26
- [83] 児玉幸多 (1966) 「宿駅」 至文堂, pp138-140、深井甚三 (1997) 「江戸の旅人たち」 吉川弘文館, pp203-204 による。遊女禁止令は 1659 年、1667 年に出され、ているが、1718 年には旅籠 1 軒に付き飯盛り女は 2 名まで、また瀟洒な衣服の禁止等の制限付き許可となる。
- [84] 神崎宣武 (2004) 「江戸の旅文化」 岩波書店, pp26-29
- [85] 児玉幸多 (1966) 「宿駅」 至文堂, p132。大阪の職人松屋甚四郎の手代として行商をしていた源助が発案して各地の旅籠に呼びかけ、松屋と江戸の鍋屋甚八が講元となった。
- [86] 深井甚三 (2000) 「江戸の宿」 平凡社, p50, 98
- [87] 日本交通公社協定旅館ホテル連盟 (1986) 「公旅連 30 年史 - 旅と旅行会社・協定宿の始まり -」, pp22-23